

尾道市総合福祉センターに係る指定管理者の候補者の選定について

福祉保健部社会福祉課庶務係
(0848-38-9133)

尾道市総合福祉センターの指定管理者（指定管理期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）について、次のとおり候補者を指名により選定した。

1 指定管理者候補者

候補者	社会福祉法人尾道市社会福祉協議会
代表者	会長 加納 彰
住所	尾道市門田町 22 番 5 号
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
管理費用提案額	9,000 千円（予定）

【指名選定理由】

- (1) 尾道市社会福祉協議会は、昭和 58 年開館当初より、尾道市総合福祉センターに事務所を置き、老人福祉センター等の各種事業を、尾道市総合福祉センターを拠点として実施しており、施設の事業と密接に関わっているため。
- (2) 尾道市社会福祉協議会は、ボランティアや地域住民との連携により、積極的に社会福祉事業等の推進を図っており、市民から高い信頼を得ていることもふまえ、尾道市における地域福祉の振興に寄与する特定な団体であると客観的に認知できるため。

2 施設の概要

所在地	尾道市門田町 22 番 5 号
施設の設置目的	総合的に市民の福祉と健康の増進を図るため
現管理方法	指定管理（指定管理者：社会福祉法人尾道市社会福祉協議会）

3 尾道市総合福祉センター指定管理者選定状況

仕様書に基づき、管理計画、事業計画、収支計画ほか関係書類を審査し、適正であると判断した。